

利用規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、クラブハウス棟の運営上必要な事柄を定めることにより、クラブハウス棟の円滑な運営及び管理を図ることを目的とする。

第2条（定義）

1. この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - A. 利用者名簿 本規程の定めるところにより、利用団体から執行委員会に提出された、当該団体のクラブハウス棟を利用し、又その鍵を借用できる者の一覧が記載された名簿
 - B. 借用者 本規程に基づき、クラブハウス棟の鍵を借用した者
 - C. 貸出担当者 本規程の定めるところにより、鍵の貸出を担当する者
2. この規程において、用語の意義は、特に定めのない限りクラブハウス棟規約に定めるところによる。

第3条（利用資格）

クラブハウス棟の利用資格は、慶應義塾大学に公認学生団体として登記されている団体が有する。なお、湘南藤沢キャンパスに本部を置く団体の利用を優先することは、これを妨げない。

第4条（利用可能な部屋の定義）

1. クラブハウス棟において、利用団体が利用できる部屋等は、次の各号に定める通りである。
 - A. クラブ室 φ館及びψ館の各部屋のうち、会議室及び倉庫室並びに音楽練習室を除いたもの
 - B. 倉庫室（西倉庫・屋外倉庫）
 - C. ロッカー φ館及びψ館に設置するロッカー
 - D. 会議室（φ211）
 - E. 音楽練習室（ψ201,ψ211）ただし、一時的な利用に限る
2. 前項A号に定めるものは、複数の利用団体での共用を認める。

第2章 利用登録及び諸手続

第5条（利用場所の割り当て）

1. クラブハウス棟各室等の割り当て（以下、「部屋割り」という）は、每期、執行委員会が決定する。
2. 部屋割りは、利用団体の使用目的及び実態を考慮し決定する。

第6条（入棟）

1. 新規にクラブハウス棟に入棟することを希望する団体は、執行委員会に対し執行委員会が指定する書式にて申請しなければならない。
2. 執行委員長は、入棟申請を受けた場合、利用目的等を考慮の上当該団体の利用の可否を審査及び決定するものとする。

3. 執行委員長は、入棟申請を行った団体に対し、その提出から1ヶ月以内に、利用の可否を通知しなければならない。
4. 執行委員長は、部屋の不足その他の合理的な理由なく利用申請を却下してはならず、申請を却下する場合には、その理由を当該団体に通知しなければならない。

第7条（継続利用）

1. 利用団体のうち、次期においても継続してクラブハウス棟の利用を希望するものは、執行委員会に対し執行委員会が指定する書式にて申請しなければならない。
2. 執行委員長は、継続利用を申請した団体について、継続の可否を審査及び決定するものとする。
3. 執行委員長は、継続利用を申請した団体に対し、その提出から1ヶ月以内に、継続可否を通知しなければならない。
4. 執行委員長は、利用実態がないことその他の合理的な理由なく継続申請を却下してはならず、申請を却下する場合には、その理由を当該団体に通知しなければならない。

第8条（退去）

1. 利用団体のうち、退去を希望するものは、執行委員会に対し執行委員会が指定する書式にて申請しなければならない。
2. 執行委員長は、特別の事情がない限り退去申請を受理しなければならない。
3. 利用団体は、退去時にクラブ室等を原状復帰しなければならない。その際の費用は、利用団体が負担するものとする。

第9条（登記及び諸手続）

利用団体は、次の各号に掲げる事柄を、每期登記しなければならない。なお、次の各号に掲げる事柄を、利用申請または継続申請と同時に届け出ることを妨げない。

- A. 団体名
- B. 会長
- C. 団体代表者
- D. クラブハウス棟担当者
- E. 利用者名簿

第10条（保証金及び利用料）

1. クラブハウス棟執行委員会は、クラブ室等の清掃その他原状回復に要する費用として、利用団体から保証金を徴収する。
2. 利用団体は、初めてクラブハウス棟に入棟した際に、保証金を支払わなければならない。保証金は、利用団体が原状回復を行わず、執行委員会に無断で退去した場合を除き、退去時に全額を返還する。
3. 保証金は、10000円とする。
4. クラブハウス棟執行委員会は、クラブハウス棟施設の維持及び管理並びに共同備品の購入その他の費用として、利用団体から毎期次の表に定める利用料を徴収する。
複数の部屋及びロッカーなどを利用する利用団体は、各部屋につき利用料を支払わなければならない。

1部屋	3000円
1/2部屋	1500円

ロッカー	1000円
倉庫	1500円

5. 保証金及び利用料は、原則として振込により支払うものとする。振込先は、每期始めに執行委員会から各利用団体に通知するものとする。

第3章 クラブ室の利用

第11条 鍵の管理

執行委員会は、クラブハウス棟の安全かつ安定した運営を確保するため、クラブハウス棟の各部屋及びロッカー等の鍵の管理を行う。

第12条 利用時間及び貸出時間並びに貸出場所

1. クラブハウス棟の利用時間は、原則として次の表に定める通りとする。

8:30-21:00(ただし、一斉休業中を除く)

2. クラブハウス棟の鍵の貸出時間及び場所は、原則として次の表に定める通りとする。

平日 08:30-09:00 A館1階保守管理室（湘南コミュニティー） 09:00-09:30 鍵移動のため貸出対応不可 09:30-21:00 クラブハウス棟φ101
土曜 08:30-16:45 A館1階保守管理室（湘南コミュニティー） 16:45-17:00 鍵移動のため貸出対応不可

17:00-21:00 北門警備室
日祝 08:30-21:00 北門警備室

3. 鍵の返却時間は、原則として次の表に定める通りとする。

φ101で貸し出す場合	貸出から10分以内
A館1階保守管理室（湘南コミュニティー）及び北門警備室 で貸し出す場合	貸出から15分以内

4. 前3項の定めに関わらず、執行委員長が臨時に利用時間及び貸出時間・場所並びに返却時間について定めた場合は、その定めを適用する。

第13条 長期休暇中における利用

長期休暇中の鍵の貸出場所及び手続方法については、執行委員長が利用団体に通知するものとする。

第14条 貸出対象

各部屋の鍵は、利用者名簿名簿に記載のある、当該部屋を割り当てられた団体に所属している者のみに貸し出すものとする。

第15条 貸出担当者

貸出担当者は、執行委員会に所属する者又は執行委員会が委託した者とする。

第16条 貸出手続

1. 鍵の貸出を希望する者は、次の各号に掲げる事柄を行わなければならない。
 - a. 学生証を貸出担当者に提出し、鍵を借用している間は貸出担当者に預けると
 - b. その他貸出担当者が本人確認及び鍵の適正な管理のため必要と認めたこと
2. 鍵の貸出手順の詳細については、細則で定める。ただし、執行委員長が臨時に貸出手順について定めた場合は、その定めを適用する。

第17条 規格外の利用

1. 本規程又は執行委員長の指示に基づかない形態での利用には、執行委員長及びSFC学生生活支援担当に対して申請を行い、双方の承認を得なければならない。
2. 前項の場合、原則として申請は執行委員長、SFC学生生活支援担当の順に行い、SFC学生生活支援担当の承認を得た場合、利用団体はその旨を執行委員長に報告しなければならない。
3. 第1項の定めにより承認を得た場合の、鍵の貸出時間及び場所並びに手続については、執行委員長の指示に従うものとする。

第18条 注意及び処罰対象となる鍵の取り扱い

次の各号に掲げる鍵の取り扱い規定への違反は、第25条の定めるところにより、執行委員長の注意又は処罰の対象となる。

- A. 鍵の返却時刻の超過
- B. 前条に定める手続によらない鍵の借用
- C. 利用者名簿に登録のない者による鍵の借用

- D. 施錠及び窓の戸締まりにおける不備
- E. 鍵の紛失及び複製（罰則規程の定めるところにより、処罰対象となる）

第4章 共有スペース

第19条 共有スペース

次の各号に掲げる部屋等は、クラブハウス棟利用団体が共同で利用できる共有スペースとする。

- A. Φ211：会議室
- B. Ψ110：音楽練習室
- C. Ψ201：音楽練習室
- D. Ψ211：音楽練習室

第20条 共有スペースの利用

- ①共有スペースの利用を希望する団体は、事前に利用希望表を執行委員会に提出しなければならない。
- ②執行委員会は、利用希望表に基づき共有スペースの利用日程を決定し、これを利用日の前日までに公開するものとする。
- ③利用予定のない日程は、利用希望表提出後に、先着順で利用申請できるものとする。

第21条 共有スペースの鍵貸出

共有スペースの利用及び鍵貸出は、本規程第3章の定めを準用する。

第5章 備品の貸出

第22条 備品とその貸出

1. 利用団体は、執行委員会が所有する備品のうち、細則又は執行委員長が定めたものを借用することができる。
2. 借用した備品を破損又は紛失した場合の責任は、原則として利用団体が負う。

第23条 備品の貸出手続

1. 備品の借用を希望する者は、執行委員会の指定する書式により、執行委員長に備品の借用を申請しなければならない。
2. 執行委員長は、備品の借用申請から3週間以内に、貸出の可否を借用希望者に通知しなければならない。
3. 備品を借用する者は、備品の借用及び返却に際し、貸出担当者立ち会いの下、備品の状態及び個数を確認しなければならない。
4. 備品の貸出手続の詳細については、鍵の貸出に関する定めを準用し、又は細則で定める。その他貸出手続について定める必要がある場合は、執行委員長の指示によることとする。

第6章 利用規程の遵守

第24条 規程遵守義務

利用団体は、クラブハウス棟の安全かつ安定した運営のため、本規程を遵守しなければならない。

第25条 注意及び処罰

1. 執行委員長は、クラブハウス棟の安全及び秩序の確保を目的として、本規程に違反し、又はその他不適切なクラブハウス棟の利用を行った利用団体に対し、注意をすることができる。注意を受けた利用団体は、執行委員長が求めた場合、再発防止策を提示しなければならない。
2. 執行委員長は、クラブハウス棟の安全及び秩序の確保を目的として、本規程に重大な違反した利用団体に対し、罰則規程の定めるところにより、処罰を行うことができる。

第7章 その他

第26条 その他

上記以外の利用に関する問題は、その都度執行委員会にて決定する。

附則

本規程は、2023年4月1日より施行する。